

# 在宅高齢者福祉サービス

市では、高齢者が自立した生活を過ごし、長年住み慣れた地域社会で引き続き生活していくことを支援します。高齢者の在宅福祉サービスは、次のとおりです。利用や、申請については、お気軽にご相談ください。

また、一部サービスでは、対象者や利用料に一部変更があります。現在サービスをお使いの人には、個別に連絡していますが、ご注意ください。

問合せ 高齢者支援課 電話 0558 76 8011

事業名	内容	対象	利用料金等
食の自立支援事業 (配食サービス)	利用者に栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認をする	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で疾病等の理由で調理が困難な人	1食500円 月～土曜日 (一部地域を除く)
家族介護用品支給事業 (紙おむつ支給)	要介護状態になった高齢者等に、紙おむつなどの介護用品を低価格で支給する	介護保険認定要介護1以上の概ね65歳以上の人と重度障害者でトイレに行くことが困難な人	紙おむつ購入費の約5割補助(要介護4・5で住民税非課税世帯は9割補助)
緊急通報システム 利用事業	緊急通報システム(ボタンを押すだけで連絡ができる機器)の設置と助成	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯	基本利用料1カ月800円 (通話料金は別途実費負担)
おはようサービス (乳酸飲料配布事業)	3日に1本、乳酸飲料を配布しながら、声かけして安否確認を行う	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯と一人暮らしの視覚障害者	無料
ホームヘルプ サービス事業	自立生活を支援するためにヘルパーを派遣し、入浴介助、調理、掃除、通院介助等を行う	ケガや疾病等で日常生活上の支援を必要とする介護保険に該当していない概ね65歳以上の人	1時間230円
寝具類等洗濯乾燥消毒 サービス事業	寝具類等の衛生管理が困難な人に対して、洗濯乾燥消毒をする	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者世帯のみ世帯で、衛生管理が困難な人	無料 (年1回、1人2枚まで)
在宅短期保護事業	介護している家族が疾病等の理由で在宅での介護が困難な場合、1カ月7日以内で特養ホームに保護する	介護保険の利用限度を超えて利用したい介護認定者、概ね65歳以上で緊急的に介護が必要と認められた介護認定以外の人	利用料1日3,040円、送迎料1回370円(介護保険料第1・2段階該当世帯は利用料1日1,380円、送迎無料)
認知症生活指導事業	生活指導ホームに入所し、認知症高齢者個々に適切な処遇方法を発見して、介護者共に生活指導を行う	概ね65歳以上で、在宅で認知症と認められる高齢者とその介護者	利用料1日2,250円、判定・指導料1回9,500円
外出支援サービス事業	外出困難な在宅の人に対し、市内外(近隣に限る)の医療機関への送迎を行う	概ね65歳以上の人、重度心身障害者で公共交通機関の利用や家族による送迎が困難な人(日常生活に車椅子を利用、寝たきり等の人)	無料 (週1回まで)
徘徊探索機器貸出事業	発信機能(GPS)を持つ端末を高齢者に携帯させ、徘徊時の探索を行う	概ね65歳以上で認知症と認められる在宅高齢者	加入料500円、付属品代200円(初回のみ)、基本利用料1カ月50円、情報料・人件費・機器管理費は自己負担
入浴サービス	自力または、家族のみでは入浴できない人に、施設での入浴を提供する	概ね65歳以上で疾病・身体の障害等で長期にわたり臥床している人	1回1,250円

こんな仕事をしています

## 地域包括支援センター

### 自立して生活できるよう支援します

介護予防の相談や介護予防ケアプランの作成や評価などを行います。

### 介護などについてご相談ください

介護保険だけでなく、様々な制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。高齢者の皆さんやその家族の介護に関する悩みや問題に対応します。

### 皆さんの権利を守ります

高齢者の皆さんが安心して生き生きと暮らすために、皆さんの持つ様々な権利を守れるよう支援します。成年後見制度の紹介や虐待を早期に発見、対応します。

### 様々な方面から皆さんを支えます

皆さんを支える地域のケアマネージャーの指導や支援のほか、高齢者の皆さんにとってより暮らしやすい地域にするために様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

地域にある様々な社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、四月一日、高齢者支援課内(大仁庁舎)に「地域包括支援センター」が設置されました。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどが中心となつて、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。公正、中立性を確保するために、地域住民や関係団体による「地域包括支援センター運営協議会」が運営に関わるのも大きな特徴です。

問合せ 地域包括支援センター(高齢者支援課内) 電話0558(76)8009

介護支援センターでも、今までどおり相談を受け付けます。相談内容によっては、在宅介護支援センターから連絡を受けた地域包括支援センターが対応します。いちこの里 在宅介護支援センター 電話055(947)5948 伊豆の国市社会福祉協議会 電話055(949)5818 ぬくもりの里 在宅介護支援センター 電話0558(76)6700



介護予防の拠点

# 地域包括支援センター

高齢者/重度障害者対象

## タクシー・バス利用券交付

高齢者と重度障害者の皆さんに、外出する機会を多く持つことで、積極的に社会参加していただくことを目的に、平成十八年度タクシー・バス利用券を交付します。

対象 伊豆の国市在住で次のいずれかに該当する人

- 昭和六年四月一日以前に生まれた人
- 身体障害者手帳一・二級を持っている人
- 療育手帳Aを持っている人
- 精神障害者保健福祉手帳一・二級を持っている人

内容 タクシー・バスの乗車運賃の助成(年間、百円の利用券を百四十四枚交付)

有効期間 四月三日(月)～平成十九年三月三十一日(土)

申請 四月三日(月)から、市民サービス課(伊豆長岡庁舎)ノ葦山支所市民サービス課(葦山庁舎)ノ福祉課(大仁庁舎)ノ高齢者支援課(大仁庁舎)のいずれかで申請してください。

持ち物 対象者の、老人保健法医療受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち持っているもの。



問合せ(高齢者)高齢者支援課(障害者)福祉課 電話0558(76)8011 電話0558(76)8007